

高齢者虐待防止対策に関する指針

1. 高齢者虐待防止に関する考え方

高齢者虐待は身体的な虐待だけでなく幅広く高齢者の尊厳を侵害する言葉や行動があることを理解し従業者一人ひとりが高齢者虐待防止に向けた意識を持ち、虐待を未然に防ぐ方策を実践する。

2. 高齢者虐待防止に関する基本方針

当事業者において利用者に対する下記の高齢者虐待を禁止する。また下記以外にも虐待と思われる「不適切なケア」を行わないこととする。

- (1) 身体的虐待
- (2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）
- (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待
- (5) 経済的虐待

3. 高齢者虐待、不適切なケアの未然防止の取り組み

従業員は、高齢者虐待、不適切なケアを未然に防ぐために日常的に以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりにかねない不適切なケアの改善による看護介護の質を高めるための取り組み
- (3) 従業者が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に関する理解を高める研修。教育の取り組み
- (4) 従業者のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

4. 虐待発生時の考え方

- (1) 虐待の発見及び通報

①従業者は利用者、利用者家族又は従業者から虐待の通報があるときは本指針及び当事業所の高齢者虐待防止マニュアルに沿って対応しなければならな

い。

②利用者に虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者（不在時は看護部長、事務長）に速やかに報告する。その後当事業所の高齢者虐待防止マニュアルに沿って速やかに解決につなげる。

（2）虐待に対する従業者の責務

①当事業所内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業者は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

②虐待防止担当者は当事業所において虐待を受けたと思われる発見した場合速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は臨時の高齢者虐待防止委員会を開催し解決にあたる。また法人本部へ報告するとともに市の担当者へ報告をする。

5. 虐待防止責任者と担当者の責務

虐待防止責任者には施設長があたり、担当者は虐待防止責任者（施設長）が任命し、その職務にあたる。

（1）虐待防止責任者の責務

- ①虐待内容及び原因解決策の責務
- ②虐待防止のための当事者との話し合い
- ③虐待防止に関する一連の責任者

（2）虐待防止担当者の責務

- ①利用者からの虐待通報受付
- ②従業者からの虐待通報の受付
- ③虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ④虐待内容の虐待防止責任者への報告

6. 成年後見制度の利用支援について

1) 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、財産分割協議などの相続手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用規約や施設入所・入院の締結、履行状況の確認など）などの法律行為を一人で行うのが難しい場合、法的に保護し支援していく制度

2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する法律より、第四章雑則

第二十八条、成年後見制度の利用促進に関する施策に協力するよう努める。

- 3) 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが、円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

7. 指針の閲覧について

当事業所の高齢者虐待防止対策に関する指針は、求めに応じていつでも事業所内で自由に閲覧できるようにするとともに当事業所のホームページにも公表する。

2021年8月1日

介護老人保健施設 ケアセンター八潮
高齢者虐待防止委員会